

令和7年6月

射水市議会定例会追加議案

目 次

- 議案第 6 2 号 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 3 号 動産の取得について
- 議案第 6 4 号 動産の取得について
- 議案第 6 5 号 射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約について

議案第 6 2 号

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

(射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成 1 9 年射水市条例第 2 3 号)の一部を次のように改正

する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の射水市議会の議員及び射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

動産の取得について

除雪ドーザの購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 除雪ドーザ |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得価格 | 1 5, 5 6 5, 0 0 0 円
(うち消費税等 1, 4 1 5, 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市本郷 2 4 1 3 番地 1
コマツ富山株式会社
代表取締役 久保 賢児 |

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第64号

動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取得価格 | 23,320,000円
(うち消費税等 2,120,000円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町4番10号
株式会社モリタ富山営業所
所長 土居 典生 |

令和7年6月26日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 6 5 号

射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約に ついて

制限付き一般競争入札に付した射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 4 1 9, 1 0 0, 0 0 0 円
(うち消費税等 3 8, 1 0 0, 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 赤尾電設・東和電設射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事共同企業体
代表者 射水市新開発 5 4 8 番地 2
赤尾電設株式会社射水
所長 赤尾 みき
構成員 射水市塚越 1 6 8 2 番地
有限会社東和電設
代表取締役 大亀 文雄

令和 7 年 6 月 2 6 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志